

第6章 計画の推進に関する事項

1 目標値の設定

本計画で位置づけたコンパクトなまちづくりを実現するため、目標値を以下のとおり設定します。目標値は、まちづくり方針（重点事項）などを踏まえたものとし、定量的な目標値と目標値の達成により期待される効果について設定します。

① 定住促進・少子化対策～子育てファミリーのニーズに応える快適なまち～

目標と設定理由		基準値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	居住誘導区域内の人口密度を維持することにより、区域内の商業等生活サービス施設の維持や地域コミュニティの活力維持を図ります。	56人/ha* (H27)	56人/ha (H52)

※ 平成27年国勢調査より算定



期待される効果		効果値
市税収入額の維持	子育て世代の定住促進や空き家の利活用等により、居住誘導区域の人口密度が一定水準維持されることで、まちの活力が維持されることが期待されます。	市税収入額 99億円* (H52)

※ 平成28年度市税収入決算額

② 安全・安心の推進～電車・バス・車・歩き、つなげるまち～

目標と設定理由		基準値	目標値
バス利用数の増加 (1日あたり)	公共交通の利用促進を図ることで持続可能な公共交通の構築を目指します。	4,000人 (H28)	4,200人* ¹ (H33)
65歳以上で週3回以上、外出する人の割合	公共交通ネットワークの充実により、高齢者等が安全に外出する機会の増加につなげ、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。	88.4% (H28)	95%* ² (H37)

※1 亀岡市地域公共交通網形成計画で設定している目標値

※2 かめおか健康プラン21で設定している目標値



期待される効果		効果値
住みやすさ満足度の向上	市民の生活利便性が向上することにより、市民からみた住み心地や市民満足度が向上することで、亀岡市への定住人口の増加につながることを期待されます。	80.9%以上* (H52)

※ 亀岡市まちづくりアンケート（平成26年）における定住意向で、「ずっと住み続けたい」、「当分の間は住みたい」とした人の割合

③ にぎわいの創出～自然・スポーツ・大学を核として、他市にない個性を持つまち～

目標と設定理由		基準値	目標値
中心拠点区域内の人口密度	都市拠点としての機能向上を図るとともに、観光資源等を活かした魅力ある中心市街地の形成を図ることで、地域活力の向上とにぎわいの創出を図ります。	40人/ha ^{※1} (H27)	40人/ha (H52)
亀岡市に訪れる観光入込客数		2,408,467人 (H26)	2,530,000人以上 ^{※2} (H32)

※1 平成27年国勢調査より算定

※2 第4次亀岡市総合計画で設定している目標値



期待される効果		効果値
地域経済の活性化	中心拠点の人口維持や観光入込客数の増加等により、まちがにぎわい、地域が活性化することで、市内の消費拡大にもつながるなど、経済効果が期待されます。	卸売業・小売業の年間販売額 995億円以上 [※] (H52)

※ 平成28年経済センサス（活動調査）

2 進行管理

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、PDCAサイクルを用いて点検・評価を行います。

定期点検・評価にあたっては、計画策定後概ね5年ごとに、計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析を行います。また、本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討し、必要に応じて本計画や関連する都市計画等の見直し等を行います。

点検・評価、見直しにあたっては、都市計画審議会に報告、意見聴取を行いながら、計画を進めていきます。

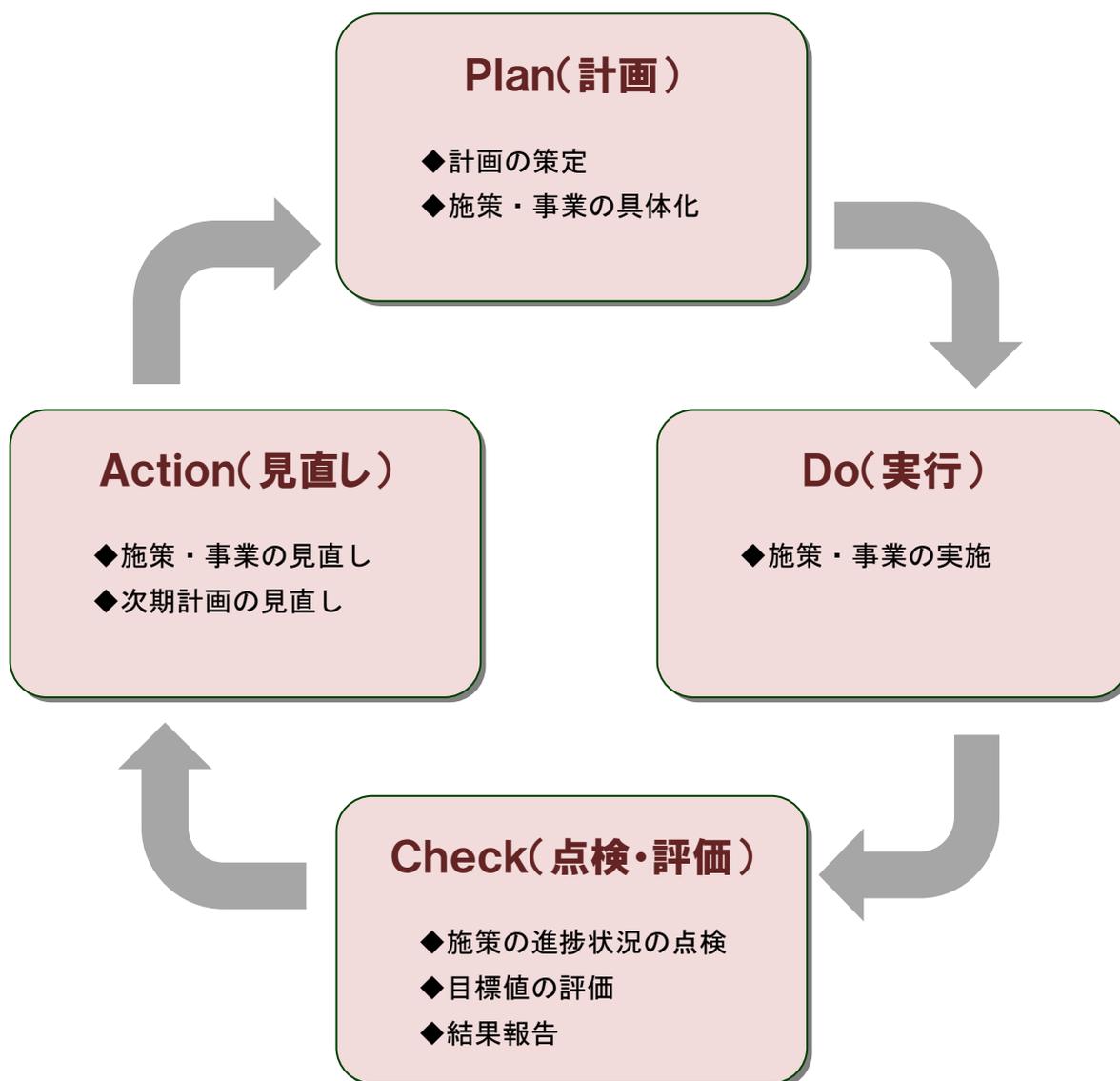


図 PDCAサイクルによる進行管理

3 届出制度について

(1) 居住誘導区域に係る届出及び勧告

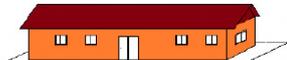
届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発などの動きを把握するための制度で、居住誘導区域外で以下に示す行為を行う場合に、市長への届出が義務づけられています。

① 届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第88条）

開発行為	① 3戸以上の住宅を建築する目的で行う開発行為 ② 1戸または2戸の住宅を建築する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを建築する目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築 ② 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする行為

【開発行為】

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  届

800㎡
2戸の開発行為  不要

【建築等行為】

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）

② 届出の時期（都市再生特別措置法第88条）

- ・ 開発行為等に着手する30日前まで

③ 届出に対する対応（都市再生特別措置法第88条）

- ・ 市長は、届出に係る行為が居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合、届出をした者に対して、当該届出にかかる事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。
- ・ 市長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

(2) 都市機能誘導区域に係る届出及び勧告

届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するための制度で、都市機能誘導区域外で以下に示す行為を行う場合に、市長への届出が義務づけられています。

① 届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）

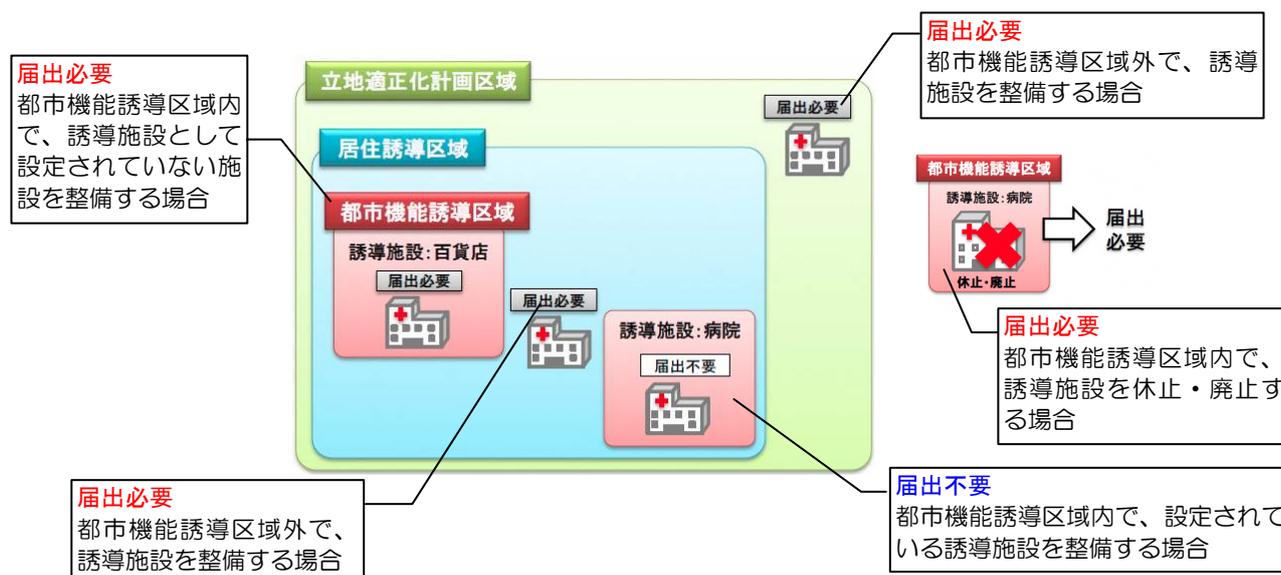
開発行為	・ 誘導施設を有する建築物を建築する目的で行う開発行為
開発行為以外	・ 誘導施設を有する建築物を新築 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・ 誘導施設を休止、または廃止

② 届出の時期（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）

- ・ 開発行為等に着手、または誘導施設を休止・廃止する30日前まで

③ 届出に対する対応（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）

- ・ 市長は、届出による施設の整備に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。
- ・ 市長は、前記の勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- ・ 市長は、誘導施設を休止・廃止しようとする届出があった場合、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、当該休止・廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言・勧告をすることができます。



出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）